

熱田本平家物語の漢字とその用法の一侧面（三）

——「贊」の用法を中心にして——

山田俊雄

先に序論といふべき一編に加へて、「熱田本平家物語の漢字とその用法の一侧面」と題して、兩三回にわたつて、本誌上に小稿を公けにしたが、その論考に十分論じ尽すことを保留した個別的な小問題のうちの一つを取扱ふのが、本稿である。

一般に漢字の用法の、過去の状況は、今日依然として晦冥のまゝに十分な調査が遂げられてゐないので、本稿に取上げる問題は、かなり一般的な問題に連関を有するものではないかと、筆者は考へてゐるが、敢へて、個別的な、局限された問題として処理しようといふ態度を守り、現在の筆者の力での可能な限りの解答を与へて見ることにした。即ち、問題自体のペースペクティーヴが、未だ明確になつてゐないといふ意味から、抑制した態度を取るのが妥当だと思はれるからである。いいかへると、問題の提起 자체が、本稿の目的の大部 分である。

さて、本誌第十号の拙稿（六六頁上段・八二頁上段）に、「贊カハル スツ名」と記して、「贊」の字が「カハル」および「スツ」といふ語に用ひられた事実の存することを明かにして置いた。また第十二号の拙稿（五九頁下段）においても分明にしておいた。今日の漢字用法の規範意識に従ふならば、「贊」を「カハル」または「カフ」といふ語に対応せしめることは、全く妥当なことであり、一点の疑念をさはしまる余地は存しないが、「贊」を「カハル」と読むことについては直ちに奇異の感が抱かれるであらう。重ねていふが、カハル（すなはち交替、代替の熟語の意味するところに相当する和語）の意味と語形とを、「贊」で書記するに当つては、何ら抵抗がなく、漢和字典の記載にも反しないが、その同じ語カハルを「贊」で書記するとしたら、それは、直ちに誤りであるといふことが云はれるであらう。

しかもまた、この熱田本平家物語において卷第二以外の巻

卷ではいかがであるかといふに、「カハル」の語と「贊」との対応関係は必ずしも見られないものである。次にカハル・カフの語の出現する場合を卷を追つて列挙してみる。

因みに、卷第一は本文の系統が異なり、明かに異筆であるから省略すべきであるがただ参考までに冒頭にあげて置く。

〔卷第一 5 オ7〕替ヘテ二拍子ヲ

25 オ6〕十九ニテ替ヘレ様ヲ

27 オ6〕加様ニ変ヘテレ様ヲ

28 オ7〕若娘ドモタニ更ルレ様ヲ世ノ間ニ

28 ウ1〕加様ニ變ヘテレ様ヲ

30 オ3〕常ニ申替サセ御座有中ニ

34 オ3〕周公旦ノ替ニ成王ニ

49 オ1〕氣色替ツテ

50 ウ4〕転シヘルニ太政大臣ニ替リニ

卷第一では「替」のほかにわづかに「變」「更」が見えて

ゐるわけであるが「贊」は見当らない。

次に卷第二では、上述のやうに、すでに前回・前々回の抽

稿の一覧表において示したのであるが、ここでは、一々にその出現の文句を明かに示す。問題の「贊」は

〔卷二 6 オ9〕贊レトモレ人バ不スレ送ニ祐慶ハ

〔卷二 17 ウ1〕夜ノ間ニ贊ル拳動

において「カハル」の訓にあてられてゐる。もつともこの「贊」の字は

〔卷二 71 オ2〕牛飼失ビ色ヲ贊ニ牛車ヲ

の一例で、「スツ」（捨）にあてられることがある（これは後に改めて言及するつもりである）のは前述のとおりである。

したがつて、右の「贊」の二例を除くと、「カハル」「カフ」の語にあてられた字は、右の次の七種である。

〔卷二 6 オ9〕（前出）

〔卷二 47 オ5〕世々ハ迭レトモ風情ハ掘

〔卷二 11 ウ8〕色モ不変

〔卷二 34 ウ5〕不ヌレ輔身ニ

〔卷二 34 ウ9〕替ヘレ輔身ヲ

〔卷二 35 オ4〕世ノ替行有様

〔卷二 41 ウ3〕可キニ裁替フ淨衣モ

替

輔

代

〔卷二 13 オ7〕代ヘレ身ニ申宥ナタメ

〔卷二 15 オ6〕奉レ代リニ御命ニモ一

〔卷二 19 ウ6〕奉セントコソレ代リニ御命チニ

〔卷二 24 ウ5〕代ラントレ命契タル侍等モ

遷

〔卷二 34 ウ9〕不レ遷レ輔

〔卷三 33 オ 4〕引_ニ麗_テ栄花袂ト_一

右のやうな状況であつて、先にあげた「贊」の字の二例の占める位置はその数からみて必ずしも軽いとはいへない。しかし乍ら、以下に示すやうに卷第三および、それ以下卷第十二(灌頂巻をふくむ)まで一例も見当らない。

以下「」の中は、その所在を示し

〔卷三 38 オ 6〕……卷第・三八丁目の表・六行目
のやうに読解すべく記載してある。「更衣」は覚一別本で「コロモガヘ」とよむべき、一種の熟字訓であるが参考までに、あはせて登録した。

〔卷三 38 オ 6〕今一際事替_テ

〔卷三 38 オ 6〕天照太神入替_{セ下トテ}

〔卷三 38 オ 6〕替_ハレ糧_{カハリ}

〔卷三 38 オ 6〕易_ハ行_ヲ

〔卷三 38 オ 6〕可_ヤ被_ル着替_{シト}候_{ント}

〔卷三 38 オ 6〕不_レ及_ミ更衣_{ニセ}

〔卷三 38 オ 6〕天魔入替_テ

〔卷三 38 オ 6〕内府替_テ身_ニ制留_{ニコソ}

〔卷三 38 オ 6〕法皇_ノ宣_キ申替_{サセ}坐_{ケル}

〔卷四 5 オ 10〕更衣

〔卷四 5 オ 10〕代_{ヘテ}身_ニ惜馬

〔卷四 18 オ 8〕乘替一騎
〔卷四 24 オ 1〕山門_ハ心替_{シツ}
〔卷四 26 ウ 9〕

〔卷五 37 ウ 4〕春日野露_モ色_送_{カハリ}

〔卷六 9 オ 1〕可_{キニコソ}レ替_{セ下}御_ニ駄_ハ
〔卷六 12 オ 10〕入替々々數剣責戦
〔卷六 15 ウ 8〕替_リ命_ニ代_{ント}レ身_ニ

〔卷七 28 ウ 6〕駄_マ何_ト替_{ヘ下事ハ}

〔卷八 5 オ 10〕不_スレ替_{セ下}

〔卷八 5 オ 10〕替_ヘ劣仕_{シタリトゾ}

〔卷八 5 オ 10〕乘_ニ替_{ヨトテ}我馬

〔卷八 5 オ 10〕乘_ニ替_{チ下}タ尾白_{イニ}

〔卷八 5 オ 10〕乘_ニ替_{ヘタントモ}主馬_ニ

〔卷九 5 ウ 10〕畠山乘替_ニ乗_テ

〔卷九 5 ウ 10〕武士等笠著_ノ替_{ハテ}候_ク

〔卷九 5 ウ 10〕申_ニ替_テ勲功賞_ニ

〔卷九 5 ウ 10〕河野_カ替_テ身_ニ

〔卷九 5 ウ 10〕18才₇入替_{々々}

〔卷九 5 ウ 10〕30才₈熊谷_ハ乘替_ニ乗_テ

〔卷九〕 30 ウ4」 平山ハ替テレ身ニ

45 オ2」 皆替テレ躬ヲ

45 オ4」 不レ替レ躬ヲ

〔卷一〕 09 オ3」 可キカトニ思食替セ下ニ

20 オ5」 早替レ躬ヲ

21 オ8」 替ヘケン事ノ二躬副ヘ一鳴

21 ウ3」 躯替リテ御坐スフモ

25 ウ7」 哀レ不ヌレ替麗

26 オ1」 早テ替シスフントレ躬ヲモ

26 ウ9」 早ヤ替サセ下ケリニ御躬ヲ

28 ウ4」 移レハ替ル云ナカラニ世ノ習トハ

33 ウ5」 亂相入替々々

33 ウ5」 名乗替々々

35 ウ5」 早テ替ヘレ躬ヲ

39 ウ5」 我身ハ乗替ニ乘テソ帰ケル

以上(用字の総索引が未完成であつて極めて不完全であるが)の状況によつて、帰納せられる事実は、

(一) カハル・カフの語は、「替(替)」「代」「迭」「易」など数種の字が用ゐられる。

(二) カハル・カフにあつてられる漢字は「替(替)」が大部分の場合を占める。

といふ二条にまとめられる。

〔卷一〕 35 オ3」 銄替サセ給ケリ

37 ウ8」 不シテニ思替ヘ

40 オ3」 義経カ申ニ代テ勲功賞ニ

48 オ3」 今一度不ヌレ替駄ヲ

50 ウ8」 北方モ替ヘレ躬ヲ

〔卷一〕 10 オ4」 替リ朝ニ麥ルタニ世ニ間ノ

12 ウ7」 乗替等モ下ロシテ

32 オ2」 替セ下フニ御躬ヲ

32 ウ4」 替レ躬ヲ弊レ容チヲ

33 オ1」 何事モ替終ヌル浮世ナレバ

37 オ6」 引ニ替テ蘭麝ノ薰ヒニ

40 ウ5」 変ニ替ナシ欄束帶ヲ

41 ウ2」 今ハ引替テ

〔卷一〕 10 オ1」 奉レ替ニ主ノ御命ニ
マテ

19 オ9」 常ニ着替シテ

22 オ5」 忽ニ心替シテ

30 ウ1」 造ニ替劍ヲ

33 ウ2」 着替テ

家物語内部にして見ると、かなり特異な用字であり、それはやはり、「替」字との、臨時的な、あるいは不注意な状況ではおこりやすい誤りと見るべきであらうか。

この種の、転訛とでもいふべき現象は、すでに他にも例があるとするならば、「贊」字は、無条件に「替」字に訂正せられるべき運命にあるといつてよい。現代の用字の規範が、それをかたく支持してゐるのみならず、たとへば万葉集の本文にも、わづか乍ら例が知られてゐる。

即ち、極めて安易な方法で調査したところ、万葉集にも「替」の字の期待される個所に、「贊」（正字としては「贊」）の字が現はれてゐる場合のあることが知られる。その一は、

〔卷十六、三八六九の歌の次にある左注〕

〔前略〕容歎衰老、不堪海路、故來祇候願垂相贊矣（下略）

である。志賀白水郎歌十首に係る左注の中の文字であるが、古写本における異文は、この字に関しても知られてゐない。

この「贊」は、代匠記精撰本では、「替」の字の誤りであらうと論じてゐて、それがほど妥当な見解として容認されて來たと考へられる。「相替」の字面は、卷二十の防人歌の詞書にも見えてゐるから、「替」の字が、期待せられる場所であることは、明白である。したがつて、今日の万葉集研究者としても契沖の所見に、格別の異見が出ないばかりでなく、むしろその所見の当然を信するといふ次第であらう。（本稿筆者の管見にして、異論の存することを詳かにしないので、仮に上のやうに述べるが、大方の士の叱正を俟つ）

次に、
〔卷三、四三二〕

古昔有家武人之、倭文幡乃、帶解替而、廬屋立、妻問為家武……

の「替」を、細井本には「贊」ともある由である。細井本はもとよりその書写年代は近世に入つてからのものを多く含むのであるが、「替」と「贊」との代替現象の一例と認めるところには妨げがない。而して、この細井本の「贊」も、万葉集本文としては、全く無視しても差支へなく、本文批判的な立場からは排斥されてゐるものであること、云ふをまたない。

右、わづかの例にすぎないが、国語史的事実として、また文字史上の実績として他にも存することは、「贊」を訓「カハル」「カフ」に充当する現象が、必ずしも無根といへないのみか、筆者をして、聊か背景の広く深いものの存することを思はしめるのである。

万葉集にかぎらず、いかなる文字作品でも、写本・版本の成立は、それぞれの年代に於ける作物といふ限定によつて、時代的用字法の陰影を必ず有するものであらうことだが、漠然とは考へられて來てゐるが、訓詁上の格別の不可解を含むものでない限りは、いはゆる誤字説の合理主義も許されて來る。右にかかる萬葉集の二つの、零細な場合は、すでに顧みる余地なきものとして整理されてゐるが、今、熱田本平家物語における、やはり零細な二例を取り上げて見ると、多少の顧慮が必要になつて來るのである。すなはち筆者は、單

純に誤写・誤字と断定する、常識的な見解を疑つてゐるのである。

万葉集においてのみならず、一般に漢字の字種・字体および用法についての、時代的特性の探究と、歴史的展望とが、事態をより詳細に解明してくれるのではないであらうか。誤字といふ前に、なほ、手を尽すべき作業が残つてゐると考へられるのである。

文字史の研究が、まだ端緒すらを、確固と掌中に把握したとはいへない晦冥のさなかに歩んでゐる時に、ここにあへて一時代、一時期の、用字における規範意識にも拘はる問題を取り上げるのは、「贊」字に「カハル」「カフ」の訓を与へなければならぬ例が、筆者の手許に、漸く増加してゆく勢になつたからである。いまだ十分の解決には達しないけれども、さて、右に述べたやうに、カハル・カフ—贊の対応が、一見すると、万葉集の場合と同様に、熱田本平家物語でも頻度数の稀な書き誤りといふことを一応考へさせるのであるが、更に、このやうな現象が、文献を観るにつれて、次の如く範囲がひろがるのである。先頃刊行した「今昔物語集」(日本古典文学大系のうち)の中に記したやうに、今昔物語集の古本系統の写本にも、「贊」を「カフ」とよむべき例を見る。

〔卷四 第三語 大系本二七一頁 一一行目〕
其レガ生タラム金色ノ御子ヲ取贊。ヘテ御子ヲバ埋ミ敏シ
テム

〔卷四 第三語 大系本二七一頁 一一行目〕

其ノ生タル御子ヲバ物ニ押合テ取テ猪ノ子ニ贊。ヘツ
この場合、従来は、やはり「贊」の誤写または、誤字と見て校訂を加へるのが常道であつた。また「富山之記」(山田孝雄著『典籍雑攷』に收む)にも、

此猛勢而、稠^{キビシク}入^{カイ}レ贊々々^{ヒタセニ}常攻^テ責^テ

の例を拾ふことができるが、なほ今後多くを見出し得るかと予想される。なほ先にあげたやうに「スツ」の訓で「贊」と「贊」とが括られる現象は「讚」の字の場合などが名義抄などによつてたしかめられるので、字体の近さが代替関係をたすけたことは考ふべきことであらう。

これらの諸例が、同一人によつて、無意識に犯された誤りまたは規範の弛緩とみると出来ない。多数の人々に、時をことにして、所を異にして生じた現象である以上、この現象の解釈は、かなり困難である。しかし、同じ種類の現象が、他の字についても存することを指摘することができる。既に、それについて、多少の論考や報告を草したことがあるが、熱田本平家物語の用字の範囲で三・四の例をあげると、烈

〔卷二 36 ウ9〕 烈参

〔卷三 22 ウ6〕 烈イニ烈シテ

〔卷四 24 オ9〕 烈シテニ九卿ニ立テレ烈ニ

〔卷五 26 オ3〕 参烈シテ

〔卷六 32 ウ3〕 批烈シテ

〔卷六19オ1〕引イレ烈ヲ

讃

〔卷二18ウ10〕〔卷二34ウ1〕御讃

〔卷二46オ7〕〔卷六3オ10〕叢讃

蜜

〔卷一5オ8〕蜜成^{キヒンガ}_{リツル}

〔卷一1ウ9〕〔卷一5ウ4〕顕蜜

〔卷一12ウ3〕蜜^{キビシカリケリ}_{ビツツ}

〔卷一45オ3〕蜜^{シノハセチ}

超

〔卷一9オ3・9オ7・25ウ7・26ウ6・27オ3・33オ9〕超^{メス}

〔卷一29オ4〕超帰^{メスカヘス}

〔卷五1オ6〕被^{ケレ}超^{メサ}

〔卷五7オ6〕被^レ超^レ

〔卷八31ウ7〕超シ^{ミ木曾}

などが、比較的、目に立つものである。今、煩をきけて全部の例を出さず、觸のもののみにとづめたが、これらはそれぞれに「列」「覽」「密」「召」などの、一般に考へられる通用字とともに存するのである。一般に規範と考へられるものと併存するといふ点においては、「贊」が「替」と併存することと同様の場合である。

右のやうな事例を、一般的に如何に考へるべきかの問題があるが、今、「贊」についてのみ、やゝ思ひ得てゐることを

述べる。それは、その用字の存在した時代の規範を示した文献によつて、評定するといふ方法である。すでに例を若干示して来たやうに、かなり広い範囲にわたる、またかなりの時期の幅が前後にわたつてゐる、用字であることは疑ふ余地がない。即ち、院政期から室町期までにおいて（江戸期もやくめうる可能性が多いが）は、カハル・カフに「贊」を充当するところが、ひろく行はれたらしいのである。いふまでもあるまいが、ここでは、主として漢字を用ひて書記するといふ限定が存在する場合が多い。

しかば、この時代の字書の類に、その「贊」は「カハル・カフ」の訓を与へられてゐるであらうか。

色葉字類抄によれば、然りである。その前田家蔵本（三巻本）では

替^{カハル} ○貸代易買更^{カハル}：（中略）贊○變遷渝^{又カヘル}迭^{カハル}：（中略）梭^{カハル}己上替^{カハル}（○は印刷の都合上省いたもの）

の記事が、カの部辞門に見えてゐる。

右の色葉字類抄の記事が、その成立期たる院政時代の、用字法の一徳の基準と考へられるので、右の記事をさへ示せば、もはや事了れりの感がないでもない。しかし乍ら、色葉字類抄には、本来十分な、語の用字・表記にかかる基準制定の意図が存したであらうか、その点の保証が存しない限りは、色葉字類抄の内容は、たかだか、該時代における、用字・表記の現実の、反映に過ぎないかも知れないである。

ただ、右の論から言つてよいのは、少くとも、カハル・カ

フと贊との対応を、もはや、単純に、誤写・誤記といふ問題として解消してしまふことができないといふ事である。同様に「烈」「讐」「蜜」「超」についても、保留して置くべきであるといふ判断が、適切なものとなるであらう。

「烈」は、類聚名義抄(仏下末51)に、すでに

烈 音列 サカユ アマル ツクノフ ツラナル

カウハシ(下略)

と見え、古今集筋切・真名本伊勢物語・延慶本平家物語などにも稀でなくあらはれることは、既にのべたことがあり(真名本の意義)国語と国文学昭和三十二年十月号)、今昔物語集卷第一「満財長者家仏行給語第十三」の終末近くに

梵天・帝釈・四大天王其ノ左右ニ烈セリ(岩波古典大系本

82頁2行目)

とある。これは、同書の古本系統の諸本の一致した用字であるが、右にのべた、他の文献にも見える、ひろい範囲のものであり、加へて、名義抄にも見えてゐるところからすれば、決して流布本系統の一・二の本のやうに、「列」と訂すべき積極的な理由のないものである。もし、此を「列」と訂するならば、近世的・現代的規範意識にもとづく改訂といふ作業に帰するわけである。(因みにこの「烈」について古典大系本の補注における、「視覚面において多くのものが並んでいるという意識を強調したもの」といふ意見は、筆者の閑知しなかつた處であつて、そのやうな考へ方を、十分に証明することはできない)

さて、名義抄に「烈」—ツラナルの対応関係が見えるとい

ふ事実を、どう解すべきか。字類抄に「贊」—カハル・カフの対応関係が見える事実と、ほゞ同種のことと云ひうるであらうか。かくして古字書における規範の意識が俎上にのばせられなければならない。この点については、なほ、筆者には目下準備がないし、解明の方法を試みてはゐるが、成否が危ぶまれるので、すべて他日に任せることにする。

本稿で考へたことは、

- (一) 用字は、その時代の、一般的用法の展望を得てはじめて正誤を論すべきこと。
- (二) 古字書の登録の、基準について再考すべきこと。

の二項に尽きるが、なほ補考として、次に一つの臆説を提出して批判を仰ぎたいと思ふ。

〔補考〕

字書は、新撰字鏡や字鏡・字鏡集のごとく「鏡」の字をその名に冠したり、漢土における竜龜手鑑(手鏡とも称する)のごとく「鑑」の字をその名に冠したりすることが少くない点からみて、元来、規範意識をもつて編修せられることが当然であった。今日でも、字典・辞書の類は、一般に、文字・言語の規範を示すものと解せられることがあり、かつ編者自身に規範意識が極めて明瞭である場合も多いものである。しかるとき、右にのべて来たやうな「贊」をカハル・カフとよむやうな現象が、字書に登録せられてある事は如何に解すべきであらうか。

もし、色葉字類抄が、明確な規範意識に貫徹されてゐるものとすれば、たゞ一般的用法であるからといふだけで、無条件な、選択なしの登録が行はれるわけはなかつたであらう。

この色葉字類抄自体について、やゝ詳しく見ると、かなりの規範意識がうかがはれる。たゞへば、字体について「俗作……」と注したり、語形について「俗云……」と注したりしてゐる態度は、本体と変容・正字と俗字との区別を考へるが故に表はれるものであらうから、この字書に、規範を確立するところ、及び、それぞれの内容が、字がすべてを負つてゐるところ、語を基本にした、字集の性格を有することと考へ合せて、その規範意識には、すでに「世俗」の水準から出たものが含まれ、必ずしも、平安時代前半期ごろまでのやうな、日本化しないもののみではなかつたかと考へられる。(なほ、本誌第三号「色葉字類抄暨字門の訓読の語の性質」の一文を参照せられたい) すでに、規範意識の弛緩または、日本的・時代的特性の存したことが前提としてみとめられるのでないか。

意識をも排除して、抄出し分類しただけにすぎないものと考へることは不適当と思はれるのである。

右の点については、一層の精査を必要とするのであるが、この色葉字類抄の異本が、「世俗字類抄」「節用文字」の名を負つてゐるところ、語を基本にした、字集の性格を有することと考へ合せて、その規範意識には、すでに「世俗」の水準から出たものが含まれ、必ずしも、平安時代前半期ごろまでのやうな、日本化しないもののみではなかつたかと考へられる。(なほ、本誌第三号「色葉字類抄暨字門の訓読の語の性質」の一文を参照せられたい) すでに、規範意識の弛緩または、日本的・時代的特性の存したことが前提としてみとめられるのでないか。